

需要即応型生産流通体制緊急整備事業のうち

①需要即応型水田農業確立推進事業 Q & A集

質問	答
<p>○ 具体的にどのような取組を行えば支援を受けられるのですか？</p>	<p>○ 地域協議会が主体となって作成する計画の下に、地域と農業者が一体となって、</p> <p>(1) 麦、大豆、飼料作物等については、</p> <p>①実需者との連携活動、②物流効率化活動、③品質向上活動、④環境・安全活動のうち、3メニュー以上に取り組む場合、15,000 円/10a</p> <p>(2) 米粉・飼料用米については、</p> <p>①実需者との連携活動及び混入防止等活動、②効率的な流通体制整備又は集中乾燥調製体制の整備、の両方に取り組む場合、25,000 円/10a</p> <p>を当該作物の作付面積に応じて、農業者に交付します。</p>
<p>○ 支援の対象となる作物に限定はありますか？</p>	<p>○ 地域水田農業推進協議会が策定する「地域水田農業ビジョン」に位置づけられている作物を対象とします。具体的には、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、そば、野菜、花き、加工用米などが考え</p>

	<p>られます。</p> <p>○ ただし、地力増進作物や景観形成作物等の実需者との関わりのない作物や、産地確立交付金においても支援対象外となっている輸出用米などは支援対象外となります。</p>
<p>○ 作付を拡大した部分しか支援の対象にならないのですか？</p>	<p>○ 本年度に作付拡大した部分だけでなく、これまでに転作を行ってきた水田も対象となります。ただし、畑地は除きます。</p>
<p>○ 来年以降もこの支援を受けられるのですか？</p>	<p>○ 本対策は、「水田フル活用元年」である平成21年度における取組として、需要に結びついた水田転作作物の生産を進めるため、地域と農業者が一体となって行う実需者との連携や流通の合理化等の取組を支援するものです。</p> <p>○ 本年度において、この取組を実施していただくことで、翌年度以降も継続的・安定的に作物を供給できる体制を構築していただきたいと思います。</p>

②自給力向上戦略作物等緊急需要拡大事業 Q & A 集

質問	答
<p>○ 具体的にどのような取組を行えば支援を受けられるのですか。</p>	<p>○ 本事業については、我が国の食料自給力・自給率の向上を図る上での戦略作物である麦、大豆及び米粉用米・飼料用米について、①需要拡大に資する生産技術を導入する取組、②産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組、③食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組を対象に支援します。</p>
<p>○ 支援の対象となる作物に限定はありますか。また、畑作物は対象になりますか。</p>	<p>○ 食料自給力・自給率向上のためには、戦略作物である麦、大豆及び米粉用米・飼料用米について、今後、さらなる生産拡大に対応した需要拡大を図る必要があるため、これら4作物を支援対象とします。</p> <p>なお、麦、大豆等については、畑作についても対象としているところです。</p>
<p>○ パン・中華めん用小麦品種はどのようなものですか。</p>	<p>○ 事業の対象となるパン・中華めん用小麦品種は、産地と実需者の合意の上で作付けされることが重要なことから、原則として「農業の担い手に対する経</p>

	<p>営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則 第九条の農林 水産大臣が定める規格及び第十一条 第一項第一号の農林水産大臣が定める規格 を定め る件」(平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十 号)の別表第1において「パン又は中華めんの製造 用」の用途に規定されているものを支援対象としま す。</p> <p>なお、産地において、告示の別表第1に規定され ていない品種であって、都道府県協議会が「パン又 は中華めんの製造用」として特に振興する必要がある と認める品種については、都道府県協議会が、業 務方法書に規定し、地方農政局長等の承認を受ける ことによって、対象品種とすることができます。</p>
<p>○ 大豆の複数年契約の契約内容に決まりはありませ か。</p>	<p>○ これまで契約栽培を行ってきたものでも、平成2 1年産又は平成22年産から3か年以上にわたり、 産地品種銘柄の種類、数量、価格及び生産した年度 内に売り渡すこと等を含む契約を締結したものを支 援対象とします。</p>
<p>○ 米粉用米・飼料用米の複数年契約対象となる契約 とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>○ 生産者等が食品製造事業者等との間で、平成21 年産又は平成22年産から3か年以上にわたり、産</p>

	<p>地、数量、価格及び生産した年度内に売り渡すこと等を含む内容を事前に取り決めた契約とします。</p>
<p>○ 食品製造業者等の商品開発はどのようなものが対象となりますか。</p>	<p>○ 助成の対象となる取組は、国内で生産された小麦、大麦・はだか麦、大豆又は米粉用米・飼料用米を原料として、原材料の特徴や素性等を最大限に活かして、魅力ある商品開発を行うための取組を支援します。</p> <p>○ 具体的には、①商品の開発に要する原材料費、資材費及び当該商品の宣伝に要する試供品の原材料費及び資材費、②製造方法の改良のための試験及び分析に要する経費、③商品開発に必要となる備品のリース経費、④新商品の開発委託に要する経費、⑤新商品の評価に要する経費、⑥県産品展示会等への出展に要する経費、⑦商品の意匠・商標等の開発及びその登録に要する経費を支援対象とします。</p>